

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
旧薬事法施行規則（昭和36年2月1日厚生省令第1号）第159条	特例販売業者の品目の変更・追加の指定	指導予防課

1 審査基準は、昭和36年2月8日付薬発第44号「薬事法の施行について」別表第3の基準を満たすこと及び平成25年4月1日薬務関係許可マニュアル中「特例販売業について」に適合すること。

2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。